

男女が共に参画し、多様な生き方が
選択できる社会の実現に向けて



少子高齢化が進む中、全ての人々が生き生きと安心して暮らすためには、多様な生き方が選択でき、職場・家庭・地域で男女が共に参画することができる社会づくりが重要な課題となっています。

そのため、本県では、平成11年6月に制定された男女共同参画社会基本法の趣旨、理念を踏まえ、平成13年3月に新潟・新しい波 男女平等推進プランを策定、平成14年3月には新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例を制定し、総合的な施策の推進を図ってきたところです。

このたび、この条例の基本理念に基づき、新潟県男女共同参画計画として男女平等推進プランを策定しました。

このプランでは、意識啓発はもとより地域、職場などでの日ごろの具体的、実践的な取組を通じて、男女平等社会の形成の意義について理解し、その推進に取り組んでいくことを目標としています。

また、本プランでは目指す社会のイメージを具体的に示しておりますが、このような豊かで活力ある社会を実現するためには、県や市町村はもとより、各種団体や事業者、そして県民の皆様一人一人が男女共同参画を身近な問題として考え、一体となった取組を推進することが何よりも重要と考えておりますので、皆様のなご一層の御理解と御協力をお願いします。

終わりに、本プランの策定に当たり貴重な御提言を頂きました新潟県男女平等社会推進審議会の委員の皆様方、また、多くの貴重な御意見をお寄せいただきました県民の皆様方に厚くお礼を申し上げます。

平成18年3月

新潟県知事 泉田 裕彦